

平成 2 7 年 第 6 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 7 年 6 月 9 日 (火曜日) 午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	8番	武藤威君
9番	泉美和子君	10番	細井邦男君
11番	熊谷隆一君	12番	藤原政春君
13番	飛澤龍右エ門君	14番	森元淑雄君
15番	熊谷良夫君	16番	杉澤隆一君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	藤田信晴君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	齊藤敦子君	農業委員会 農事務局長	鈴木忠君
教育長	福田世喜君	教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君
教育総務課長	高橋潔君	生涯学習課長	煙山光成君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	池田茂基	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主任	高橋広樹		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、本会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（高橋 猛君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は2名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言してください。

◇深 澤 均 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、7番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（7番 深澤 均君 登壇）

○7番（深澤 均君） おはようございます。

それでは、通告に従って質問をいたします。

まずは、1つ目として職員の採用と地域における職員の役割について伺います。

美郷町の職員の採用状況について、平成25年から平成27年の過去3年間を調べてみましたところ、退職者40名に対して17名の新採用を行っております。このほかに再任用7名を加えると退職者数の6割の採用補充になっているようであります。また、新採用者の地域別内訳では、町内在住者11名、町外6名であります。一昔前であれば役場職員は地元出身という感覚でありましたからそれからすると、より広域に人材を求めていることがうかがえる実態にあります。

そこで、美郷町職員の採用選考、将来に向かっての要員計画についてこれまで何回か聞いたことがあったかと思いますが、改めて町長の考えをお伺いいたします。

次に、全国各地で人口減少あるいは少子化が急速に進行中で、地域社会や地域づくりに影響が

出ております。美郷町も同様の状況の中、自治体職員として地域で果たす役割は大変重要で、今後ますます期待されるものと思います。そこで、この果たすべき役割を、どのように考えているのか町長の所見を伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ここ数年の職員採用の状況については、先ほど議員のご紹介がありましたとおり、派遣、再任用を除いた新規採用職員は平成25年度4名、平成26年度4名、平成27年度9名となっており、ここ3年間で17名を採用しております。また、採用に当たっては全職員の年齢構成を踏まえて受験資格を一定の年齢範囲として募集しております。

選考につきましては、公平性、透明性を確保するため教養等の1次試験を外部機関に委託し、統一試験により実施しており、その成績上位者に対し、2次試験として作文試験、事務適性検査、職場適応性検査、口述試験を課し、さまざまな角度から職務遂行能力が優秀な人物を選考しております。今後も現時点ではこうした広く優秀な人材を求めるという認識のもと、またそういう選考方法で職員採用に臨みたいと考えております。

要員計画に関しましては、国の地方公共団体における行政改革の推進のための指針によりまして定員減に取り組むことが求められていることから、合併時における新町建設計画を踏まえ、簡素で効率的な行政組織及び行政システムの確立を目指し、平成17年度に美郷町定員適正化計画を策定した後、平成22年度には第2次美郷町定員適正化計画を策定し、計画の具現化に努めるとともに行政環境の変化に伴う新たな対応なども見定め、適時・適切を旨に定員管理に努めているところです。今後も同様の考えで臨みます。

町職員の地域社会で果たすべき役割については、議員おっしゃいましたことに異論はなく、そのため災害時の初動対応においては行政区ごとに担当職員を定め、各行政区の被災状況確認や支援などを行うこととしているほか、地域の方々とのコミュニケーション及び地域貢献の機会となり得る地域活動についても座談会等でご意見をいただくこともあるため、職員の主体性を基本にしながら、できる限りの参加を促してきたところです。

また、職員のボランティア活動についても、特別休暇の制度がありますので幅広く活用してもらい、地域に対する貢献意識というものを持ってもらいたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均君。

○7番（深澤 均君） 今、町長から職員採用、また職員の適正化計画についての説明を受けまし

た。これから住民もますます人口減ということで、おのずと職員の数も今後減っていくと、そういう中での優秀な人材を求めていくと、そういうことでありましたので、今後ますますその方向に向かって努力をお願いしたいと思います。

また、地域における職員の役割についてでございますけれども、大多数の美郷町職員の方々はやっぱり自分の地域の行事、地域づくりなどに自分のプライベートな時間を割いて参画しているわけでありまして、ごくまれに、町長も今おっしゃられましたけれども職員の地域に対する関心の低さとか参加なども住民から指摘されることがございますので、既に町長もその指導をなされているというふうな答弁でございましたので、その点もよろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（高橋 猛君） 暫時休憩いたします。

（午前10時09分）

（午前10時09分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（深澤 均君） 申しわけございません。

それでは、次の質問に移らせていただきます。都会からの移住・定住について質問をいたします。

国の地方創生において都会から地方に人の流れをつくることを目的にU I Jターン者正規雇用支援事業の実施やその一環として移住・定住相談を行う窓口を6月1日より商工観光交流課内に設置するなど移住・定住にこれまで以上に力を入れている状況にあります。このU I Jターン者正規雇用支援事業は、その名のとおり都会からの移住者を雇用した町内企業へ支援することで町内への移住・定住を推進し、人口をふやそうとする事業であります。私は企業支援をするだけでなく町みずからも取り組む姿勢も大事ではないかと考えるところであります。そして、U I Jターン者あるいは受け入れ企業が抱えるさまざまな課題を共有することで実のある政策につなげていくことであると思います。

ある調査によると、都会で働く5人に1人は地方での生活を望んでいると言われ、家庭を持った方々ほど、その意向が高いようであります。そこで伺いますが、美郷町役場で主体的にU I Jターン者をターゲットに職員募集する考えはないか。さらには現行の採用対象者年齢30歳の制限を引き上げることで家族世帯での移住・定住を期待してみてもどうかと思うが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、県内自治体の職員募集の状況を調べてみましたが、職務経験者を対象に募集している例はありましたが、U I J ターン者を要件として募集している自治体はありませんでした。まずこのことをご報告いたします。

議員もご承知のことと存じますが、公務員の募集採用については、国より就職差別につながる要件を付すことなく機会均等に配慮するように求められております。そのため町ではこれを踏まえながら現職員の年齢構成を鑑み、職務遂行能力の優秀な人材確保の観点から新規学卒者に限らないよう年齢幅をもたせるとともに居住地並びに職歴を問わず広く募集をしているところです。その結果、ことし4月の新規採用職員でも新規学卒でなく県外からUターンとした職員がおりますので、U I J ターン者については選考試験をパスすれば、その希望がかなう仕組みになっております。そのためU I J ターン者に限った新たな枠組みを設けることは考えておりません。

また、年齢制限の引き上げにつきましては、以前、特定の職種について年齢を引き上げて募集を行ってりましたが、先ほど述べましたとおり現職員の年齢構成を鑑み、バランス感ある年齢構成を目指すために、現在はご承知のとおり年齢範囲としております。そのため、ご提案の年齢制限の引き上げは現時点では考えておりませんので、どうぞご理解をお願いいたします。

いずれ議員がおっしゃいましたU I J ターン者に対する美郷町役場としての取り組みは、現在の募集の枠組みにおいてご希望がある方々にどんどんチャレンジしていただけるように周知に努めることであろうと存じますので、新たな周知方法も検討しながら最大限周知に努めてまいりますので、どうかご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均君。

○7番（深澤 均君） ちょっと私の質問、U I J ターン者を何度となく使ったせいもあってちょっと誤解を招くところもありましたけれども、そういう境遇にある方っていいですか、一度都会へ出て働いていた方の中に、もし秋田県的美郷町役場に応募してみようとか、そういう仕事をしてみたいとか、そういう希望を持った方々にも門戸を開くべきではないか、今現在でも広く広域に人材を求めて町外出身者も町民からみれば以前からの感覚からみればすぐくふえている状況にありますので、そういう町外の方々に置きかえて都会からの優秀な人

材を求める、より積極的に求めて新たな視点を町に入れることも大切かなというふうに思っ
ての質問でありました。

加えて、そういう方が県外からやってくるとなるとおのずから町内とかに住まいを設けな
くはいけませんので、そういう定住なりなんんりの新たな町内消費っていいですか投資っ
ていいですか、そういうことも期待できるわけでありますので、そういう面での取り組みっ
ていいですか町の意欲といいですか、そこら辺のところを期待しての質問でありました。

人事権については町長の裁量の範囲内でありますので、私からどうこう言うわけにはいき
ませんけれども、今後ともそういう方向性で近づけていってもらえればなと思っておりま
す。

○議長（高橋 猛君） 答弁あるそうです。町長。

○町長（松田知己君） 私の答弁が舌足らずでしたが、議員誤解なさってるようですので、改
めて説明いたしますが、美郷町では幅広く門戸を広げております。ご希望ある方はどなたで
も年齢の内であれば受験資格はございます。その中で選抜試験の結果、成績上位者に対して
2次試験を付し、その中で多様な角度から優秀な人材を採用してますので、門戸を開いてな
いわけではない、また優秀な人材をとってるということでの答弁のつもりですので、ご理解
いただきたいと思います。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に入ってもらいます。

○7番（深澤 均君） それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。子どもの声が聞こ
える地域づくりについて質問をいたします。

美郷町小中学校の学校統廃合、おおむね順調に推移しているように思っております。子供
たちはもとより親同士の交流も広がり、スポーツ交流や文化活動などで統合の効果があらわ
れているようであります。しかし、統合になった学校の反面、廃校になった地域では学校と
ともに通学する子供らの姿や声もなくなりました。以前は地域の方々と子供たちは通学の行
き帰りに「おはようございます」とか「さようなら」、あるいは「おかえり」と挨拶を交わす
ことで触れ合いを感じ、見守ってきたところではありますが、スクールバスを利用することで
この風景がなくなり、地域住民の目や耳から子供の気配が薄れていくことを心配する声が聞
かれます。仕方がないことかもしれませんが、失いつつあるものを補う努力もまた必要かと思
います。子供たちの元気な声こそ活気あるまちづくりの源であり、我々大人も大いに励ま
されているところであります。

そこで、例えば一例でありますけれども、防災無線を使った交通安全や防火週間の呼びか

けなど、その他いろいろな機会を通して子供たちの声を全町に響かせ、活気あるまちづくりを目指してはと思いますが、町長のお考えを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

美郷町の学校再編に伴う空き校舎については、既に全ての学校施設が活用されている状況にあります。こうした取り組みをスピード感をもって進めてきた背景には、地域の象徴的な建物である学校施設に誰も人がおらず、結果、地域の方々が寂しさを感じるのであることを想定し、できる限りそれを回避したい思いがあつてのことに、まずご理解をお願いいたします。

さて、ご提案の防災行政無線の活用についてですが、防災行政無線は情報の取捨について発する側とそれを受けとめる町民に共通認識が求められる施設です。つまり緊急性ある情報は発する側の緊急性と受けとめる町民の緊急性の認識の一致が求められますし、意識喚起を求める情報も同じように発する側と受けとめる側の意識喚起の認識の一致性が求められます。

議員が例えばとして例示したご提案は、まさにその範疇ですので地域に子供の声を届けたいとの思い自体は否定しませんが、発する情報の意味合いからすると情報に対する認識の一致性に疑問が生じます。したがって、ご提案の情報内容での実施は難しいものと思います。ご理解をお願いいたします。

一方、現在の防災行政無線の運用は施設の適切な維持管理の一環として夕方の時報を流すなど以前に比べて柔軟な運用基準としております。については、以前地域全体にお知らせしていた学校行事、例えば運動会や学習発表会など情報を発する側と受けとめる側の情報認識の一致性について、ふさわしい情報内容であるのであれば学校側からの要望が前提となりますが、子供たちの声での放送を検討してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、子供たちの存在及び活躍は地域の未来と希望そのものです。今後も広報をはじめ多くの媒体を通じて子供たちの活躍を、できる限りお伝えするとともに地域での子ども会活動を促進するよう支援策を継続してまいりたいと存じます。地域の方々には、学校行事を初めそうした活動にみずから足を運び、子供たちと接する機会の創出も意識していただきたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、7番、深澤 均君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

初めに、保育環境の充実について伺います。

少子高齢化や共働き世帯の増加など近年の社会情勢のもと、子供たちの健やかな発達のため保育園の果たす役割はますます重要になっています。赤ちゃんから年長児まで発達程度が幅広い子供たちが生活している保育園での事故防止対策もまた重要な課題です。子供の安全を守るため、それぞれの園で最善の対策をとっていると思いますが、いかにして保育の流れの中で事故を未然に防止し、子供の健康を増進して健全な発達を保障するかを考えていかなければならないと思います。保育者一人一人の事故防止に対する積極的な取り組みと資質を高めることが大切だと思います。

そこで、教育長に伺います。今回のわくわく園のような事故を繰り返さないようにするためどのような対策を講じてきているのでしょうか。また、安全安心の保育を確保するため今後の対策をお聞かせください。

今回の事故があった2歳児（りす組）では、30人を一部屋で保育していましたが、保護者の方々からは前々から狭いと感じていたなど心配する声がありました。事故後2つに分けたようですけれども、今後も未満児はふえるのではないかと考えられます。どのような認識をされているのか、またどう改善を図られているのかお伺いいたします。

保育者について、臨時保育士はふえておりますが、正職員の保育士の増員を図っていくべきだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

4月24日に六郷わくわく園で起きました事故につきましては、関係者の皆様方に大変ご心配をおかけいたしました。事故に遭われた園児並びに保護者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

現在、園児は5月28日に病院を退院され、自宅療養中ですが、6月4日には母親とともに子育て交流広場「あそびにおいで」に参加され、今後徐々にわくわく園にならしながら通常の通園に移行する予定とのことであります。

さて、ご質問の保育環境の充実についての1点目の事故を起こさないための対策についてですが、まずは事故後全ての園の床の設計施工の転倒衝撃時の固さ試験結果を再点検いたしました。問題がないことを確認しております。また、事故の状況を検証し、改めて年齢ごとの育ちに合った保育手順マニュアルを再確認し、徹底させております。さらに、救急救命士を講師とする救急指導講習、看護指導講習をわくわく園では5月25日と26日の両日に行っております。

次に、今後の対策についてであります。保護者からのゼロ歳児から2歳児は転倒しやすいので転倒したときに衝撃をやわらげる対策を望むという声を受けまして、本定例会の一般会計補正予算に衝撃をやわらげるソフトマットの購入予算を計上させていただいております。今後町内全ての園の3歳児未満の保育室にソフトマットを整備したいと考えております。

あわせて、保育の質の向上に向けまして研修の充実等につきましても、今後一層努力してまいりたいと思っております。

2点目の30人を一部屋で保育することについてであります。児童福祉法省令の保育基準では、保育室の区画はゼロ歳児とその他の児童の保育場所とが区画され、かつ安全性が確保されていることとなっており、わくわく園ではゼロ歳児・1歳児・2歳児と区画を分けて保育しております。

次に、面積要件としましては、園児1人当たり1.98平方メートル以上となっておりますが、2歳児の組の保育室は78平方メートルで園児1人当たり2.6平方メートルであり、基準値以上であります。

また、保育士の配置基準ではおおむね園児6人当たり保育士1名ですが、30名に対して7名の保育職員が配置されており、以上、区画、面積、保育士ともに保育基準を満たしております。このような状況であります。事故後、保育職員の目が常に園児全員に行き届くよう30名の園児を、発達状況により2つのグループに分けて保育を実施してきております。

3点目の町職員保育士の増員についてであります。現状の町職員保育士と臨時職員の配置によって国の保育基準に合わせた必要人員を配置している状況であります。今後は園児数の動向や必要とする保育内容等の状況を総合的に勘案し、適切な人員配置に努めてまいります。以上であります。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 再質問というわけではありませんけれども、改善が図られてる状況がよくうかがえると思います。保護者の方々の心配の声に応えていく保育、質の高い保育を今後も望みます。

次の質問に移ります。子育て支援について質問いたします。

遊びの広場の充実についてですが、現在3園とも週1回の遊びの広場を開催しています。かつてわくわく園の「あそびにおいで」は、週3回行っていました。参加しやすく、とても助かっていたという保護者の声が出されております。週1回だと、その日に都合が悪くて参加できないとそれで終わってしまう、雨の日が続いたり、特に冬期間は子供にとっても保護者にとってもこういう場所があれば本当に助かる、せめて週2回以上にしてほしいという声が出されています。お母さんたちの願いに応え、ぜひ回数を増やすよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

次に、子ども・子育て支援事業計画で、日常生活に困難を抱える幼児や支援を要する保護者に対する養育応援事業に取り組むとありますが、町の現状と具体的な取り組み方を伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたしますが、ご質問の1点目については教育委員会業務の実務に関係することでありますので、教育長に答弁させます。私からは、ご質問の2点目についてお話しさせていただきます。

まず町の現状についてですが、十分な食事を摂取できていない、着衣が汚れているなどの、養育以前の炊事・洗濯といった日常的な家事ができていない家庭、あるいは障害を持つ子供に対する接し方に難儀している家庭などが散見され、さまざまな原因で養育や日常生活に支援を要するのではないかとと思われる家庭が増加傾向にあるように感じているところです。

これまで町では、こうした家庭について、要保護児童対策地域協議会、認定こども園や小中学校、民生児童委員などからの情報提供などにより情報把握するとともに、町職員が家庭訪問などをして対応してきたところです。

一方、今後の取り組みについてですが、議員もおっしゃいました、平成27年3月に策定した美郷町子ども・子育て支援事業計画や第2次美郷町総合計画に掲げた養育応援事業で養育応援が必要な保護者と子供を個別にお呼びする、あるいは何らかの会にお招きし、保護者においては子育て自体について基礎的な事柄を学んでもらう、そして子供においては日常生活の基本を学んでもらう機会などを設け、家庭ごとに違うであろう生活力向上に要する支援内

容などの検討や、より効果的なかわり方を模索する取り組みを新たに展開していきたいと考えております。

また、平成25年度に制定されました生活困窮者自立支援法に基づく補助制度により、現在、家庭相談員を設置するための協議を国と行っており、今後より手厚い訪問体制を築いていきたいと考えているところです。以上です。

○議長（高橋 猛君） 次に、1点目について教育長から答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） 子育て支援に関する質問の1点目についてであります。各園の子育て支援センターでは、入園していない子供とその保護者の交流広場を週1回実施しており、一つの園で平均8名の子供の参加があり、好評を得ております。

一方、その交流広場の回数をふやしてほしいとの保護者からの要望は各園への聞き取り調査によりますとこれまでのところ多くは出されていない状況とのことであります。そのようなことから、今後も週1回の実施を継続していきたいと考えておりますが、保護者のニーズにも十分注意を払ってまいりたいと思います。

なお、3園の交流広場の実施曜日は、仙南すこやか園が水曜日、六郷わくわく園が木曜日、千畑なかよし園が金曜日と重ならないようにしており、町内では週3回まで可能となっております。また、3園とも原則として子ども支援室は毎日開放しており、自由に親子で遊びに来ていただくことができるようにしております。以上であります。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 子育て、交流の広場「あそびにおいで」のことですけれども、園としては週3回、それぞれの園で週1回ずつで曜日が違っているので週3回ということですが、美郷町一つですので、そう言われるとそのとおりですけれども、一つの園で週3回やってた、まず経緯があるわけですね。そういうところからするとやっぱり近くの地元のところで行きやすいということがあります。そういうので六郷のわくわく園で減ったときに、いやあ残念だと、要望いろいろ出した経緯もあるというお話も伺ったりしました。今は余り、まあ要望の声がないというようなご答弁でしたけれども、なかなか、望んでいる方としては、質問でも言いましたけれども、冬期間は特に回数をふやして行きやすくしてほしいというのが要望でありました。子供たちも思い切り体を動かす、そういう発散できる場所、それから保護者も子供たちが遊んでいる様子を見ながら交流もできるという、こういう

のを回数をふやしていくということは、町の子育て支援の充実の一環としても大変喜ばれることだと思います。

それから、開放してると、常に開放してるのでいつでもということでしたが、利用なさってる方からすると、やっぱり行っても誰もいないとなると、とても1人だけ遊ばせるというのはなかなか、何ていいますか、ちょっと行きにくいという、そういう声も聞いております。やっぱりいろんなこういう子供たちがこの交流の広場で行って楽しんで、親も精神的にも楽になってという、そういうのが広がって、あそこでもここでもやってるというふうな状況が広がると利用者もふえるんだと思うんですね。何か行っても1人しかいなかったとかってなると、なかなかやっぱり行きにくいってなるのが実態だと思いますので、そういう自由に開放してるっていうのもっともっと宣伝していただく、そういうことも大事ではないかと思います。そういう点を、もう一度お伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

先ほどの答弁でも保護者のニーズに十分注意は今後払っていくと申しましたので、その辺のところは今議員がおっしゃったようなニーズがどの程度なのかということは注意をしていきたいと思います。非常にニーズが高いという状況であれば検討するということもあり得ることかなとは思っております。

なお、その週1回の交流広場を行うために保育士をほかのところから配置を、三、四名とか、することが現実的には各園の体制として必要なわけですし、その辺でのやりくりのことでの課題というのも現実的にはありますので、その辺で非常に、まあニーズが高いという状況であれば踏み切りますけれども、その辺の兼ね合いということもご理解をお願いできればというふうに思います。

なお、子供の交流広場ある日とか、あるいは開放できているということについての宣伝には、また一層力を、努めていきたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 毎日やっていることの周知という点で、ですよね。（「はい」の声あり）再々質問ありますか。いいですか。次の質問に入ってもらいます。

○9番（泉 美和子君） 後期高齢者医療制度について質問いたします。

2008年4月から始まった後期高齢者医療制度ですが、この制度に対しては現代のうば捨て山、年齢で差別することは許さないなど国民の厳しい反対の声が沸き起こりました。こうした高まる国民の怒りの声に押された自公政権は低所得者の保険料の軽減に着手せざるを得

ず、保険料軽減の特例措置を導入しました。特例措置の導入にはこのような経緯がありました。ところが厚労省はこの特例措置について世代間・世代内の公平性の観点から見直すべきとの理由で廃止を打ち出しました。その影響者数は低所得の高齢者を中心に全加入者約1,600万人の半数に当たる約865万人が負担増になるとされています。特例廃止が行われると最高で10倍となる人もいます。当町での影響者数と保険料について伺います。

年金は減らされる一方で、保険料の支払いそのものが困難な高齢者が拡大しているにもかかわらず軽減措置廃止というやり方は、高齢者の実態を無視したものです。そもそもこの制度について国は恒久的な措置として国民に表明してきたものです。町として国に対し、制度の継続を求めていくべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成20年から始まりました後期高齢者医療制度では、世帯の所得に応じて均等割の7割、5割、2割の軽減措置、そしてもともと被用者保険の被扶養者であった方には保険料の5割の軽減措置を本則として定めておりました。加えて保険料の増額につながる低所得者には激変緩和のための特例として均等割の9割、8.5割の軽減措置、そして被用者保険の被扶養者であった方には期限なしの均等割9割軽減など保険料の軽減を拡大措置しておりました。今般の医療制度改革は、議員もご承知のとおり将来にわたり国民皆保険が堅持できるよう持続可能な制度を構築するため後期高齢者医療保険料については負担能力に応じた負担とすることとし、不公平感をもたらしている特例を廃止し、本則に戻すとしたものです。

さて、軽減特例措置が廃止された場合の町での影響についてですが、秋田県後期高齢者医療広域連合の前年度の数値をもとに試算しますと、平成26年度末の被保険者数4,131人のうち影響を受ける被保険者は2,813人と見込まれ、およそ68%、保険料にして4,247万円ほどの増額となる見込みです。また、議員ご指摘の年間保険料が3,900円から3万9,400円となり、負担が10倍を超える方は600人ほどいらっしゃる見込みです。

後期高齢者医療制度に係る国への要望についてですが、全国後期高齢者医療広域連合協議会において各都道府県の要望等を取りまとめ、毎年厚生労働大臣宛ての要望書を提出しておりますが、今後も制度自体が国民に理解され、納得させる制度であり続けることを基本に、秋田県後期高齢者医療広域連合を通じ、要望してまいりたいと思います。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

明日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前10時44分）

